

県民税は、市町村民税とあわせて住民税と呼ばれています。住民税は、県や市町村が住民に対し各種のサービスを提供するための費用を、広く住民にその能力に応じて負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものとがあります。

個人の県民税

●納める人

毎年1月1日現在、県内に住所がある人

…均等割と所得割

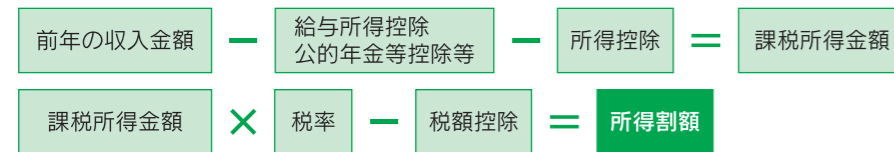
毎年1月1日現在、県内に事務所、事業所または家屋敷を有し、その所在する市町村に住所のない人

…均等割のみ

●納める額

| | |
|-------|--|
| 均 等 割 | 平成25年度まで 1,500円 (注1) 平成26年度から平成35年度まで 2,000円 (注1・2) |
| 所 得 割 | 課税所得金額×4% |

※所得割額の計算方法



●申告と納税

個人の県民税の課税と収納の事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行っています。

3月15日までに前年の所得を市町村に申告しなければなりません。所得税の確定申告書を税務署に提出した人、給与所得のみの人および公的年金等の所得のみの方は、この申告をする必要はありません。

- 平成20年度税制改正により、個人住民税における寄附金控除制度が拡充されました。
- 新たに対象となるのは、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市町村が条例で定める寄附金です。

- ※ 3については、当該法人の主たる目的である業務に関連するものである。
- ※ 2及び3④については、学校の入学に関してした寄附金である。

- 福岡県の条例で控除対象とされる寄附金は以下のものです。
 - ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
 - イ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出するもの
 - ウ 県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの
 ※上記6については福岡県内に該当がないため、条例で控除対象としておりません。
 ※平成21年1月1日の寄附金から対象となります。
 (平成22年度分の個人県民税から控除が適用されます。)
 詳しくは、 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/jyourei-kifukin.html> をご覧ください。

平成25年度の住民税(県民税・市町村民税)を計算してみましょう。

家族構成 夫:サラリーマン
 妻:家庭内家事労働者(収入なし)
 子:2人(高校3年生、中学3年生)

| | |
|------------|------------|
| 平成24年の収入金額 | 5,000,000円 |
| 社会保険料 | 465,000円 |
| 生命保険料 | 80,000円 |

- ※1 給与所得者については、必要経費に代わるものとして収入金額に応じて給与所得控除額が控除されます。
 ○給与所得控除の計
 $5,000,000円 \times 10\% + 540,000円 = 1,540,000円$
- ※2 所得控除は、配偶者や扶養親族があるかどうかなど、納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くこと



法人の県民税

●納める人

均等割+法人税割

・県内に事務所または事業所がある法人
 ・法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの

均等割のみ

法人税割のみ

・法人課税信託の引受を行うもの

●納める額

| 法人の区分 | 平成20年3月31日以前に 開始した事業年度 |
|-------|---------------------------|
| | 年額20,000円 |
| | 年額50,000円 年額52,500円 |
| | 年額130,000円 年額136,500円 |
| | 年額540,000円 年額5 |

